

みやぎ子ども・若者育成支援計画(青少年の健全な育成に関する基本計画(第3次))の概要

■ 趣 旨

社会環境の変化や新たな課題を踏まえ、本県における子ども・若者の健全な育成を図るため、第3次計画を策定するもの。

■ 位置付け

「青少年健全育成条例」に規定する青少年の健全な育成に関する基本計画、「子ども・若者育成支援推進法」に規定する都道府県子ども・若者計画として位置付ける。

※「みやぎ子ども・子育て幸福計画」、「宮城県教育振興基本計画」等青少年育成支援の関連計画との連携を図る。なお、子どもの医療・保健のほか、子育て支援、学校教育の視点など、より専門的な事項については、県の他の計画等との重複を避ける観点から、本計画には記載していない場合がある。

■ 期 間

令和3年度から令和7年度までの5年間

■ 現 状

1 社会環境の変化

- 少子化の進展…本県の総人口に占める子ども・若者の割合は年々減少
- インターネット社会の進展…ネット上のコミュニケーションによるトラブルやいじめ、ネット利用に係る犯罪被害が増加
- 核家族化の進展…子育てに対する不安、孤立感の高まり
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響…長期的な臨時休校など社会の急激な変化による「新しい生活様式」の実践
- 持続可能な社会の実現…「誰一人取り残さない」という考えの下「持続可能な開発目標(SDGs)」達成に向けた取組の実施

2 子ども・若者の現状

【県内の現状】

- 不登校…小学生、中学生ともに増加傾向
- 児童虐待・ひきこもり…相談件数は増加傾向
- いじめの認知件数…小学生、中学生ともに高い水準で推移
- 少年非行…刑法犯少年の検挙人員は減少傾向にあるが、再犯率が3割前後で推移
- 将来に夢や希望を持っている児童・生徒の割合…小学生、中学生ともに全国平均より高い状況

【全国の現状】

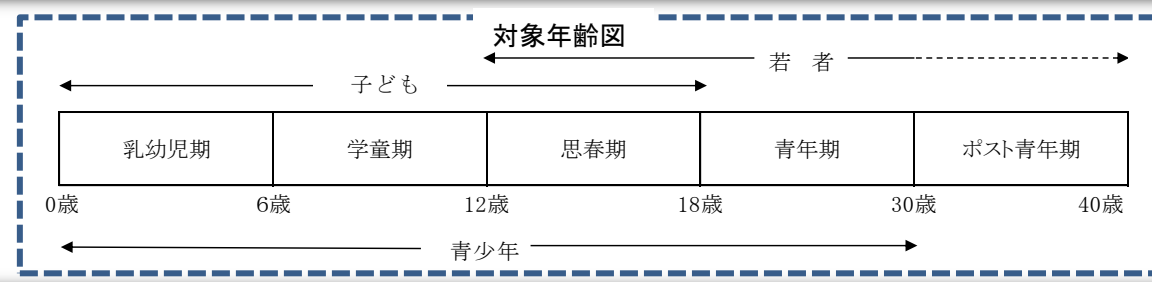
- 貧困問題…厚生労働省の調査によると、子どもの貧困率は上昇傾向
- 雇用環境…若者の失業率は、他の年代と比べ高い状況

■ 計画の基本理念

みやぎの子ども・若者の現在(いま)と未来を応援します

■ 対 象

0歳から30歳未満まで
(施策によっては40歳未満まで)



■ 4つの基本的方向・7つの基本施策・11の取組

基本的方向1 全ての子ども・若者の健やかな成長を支援する

基本施策1 心と体の健やかな育成支援

- 取組(1) 寛容な心と心身ともに健やかな成長への支援
- 取組(2) 健康教育の推進
- 取組(3) グローバル社会に活躍できる人材の育成

基本施策2 子ども・若者の社会参加機会の提供

- 取組(4) 子ども・若者の社会参加・活躍支援
- 取組(5) 子ども・若者の職業的自立・就労等支援

基本的方向2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

基本施策3 子ども・若者が抱える困難への総合的な支援

- 取組(6) 様々な困難を抱える子ども・若者、その家族への支援
- 取組(7) 東日本大震災を経験した子ども・若者、その家族への支援

基本施策4 子ども・若者の被害防止・保護

- 取組(8) 子ども・若者の被害防止・保護活動の推進

基本的方向3 子ども・若者の成長のための社会環境整備を推進する

基本施策5 子ども・若者を取り巻く有害環境への対応

- 取組(9) インターネットの利用に関する教育・各種啓発活動の強化

基本施策6 子ども・若者を支えるネットワークづくり

- 取組(10) 家庭・学校・地域のネットワーク強化支援

基本的方向4 子ども・若者を支える担い手・サポーターを支援する

基本施策7 地域における多様な担い手・サポーターの養成支援

- 取組(11) 地域における多様な担い手・サポーターの確保

■ 4つの重点項目

1 社会参加意識の醸成

子ども・若者の**社会参加意識を高めるため、自分の意見や考えを表現できる場や環境づくりを推進**し、子ども・若者が**社会に積極的に関わろうとする意識を育成**するとともに、未来を切り拓く力を育み、自身の能力を発揮し、キャリアを形成していけるように社会参加機会の提供に努めます。

2 子ども・若者の多様な居場所の確保

社会環境が大きく変化し、様々な要因により、ひきこもりや不登校、虐待など困難を抱える子ども・若者の問題は深刻化・複雑化しています。また、宮城県の児童生徒の不登校出現率やいじめ認知件数は高い数値で推移しています。**子ども・若者が安心して過ごせる学校内外の居場所、学びの場など、子ども・若者が自分らしく過ごすことができるよう関係機関が連携し、様々な困難を抱える子ども・若者の社会的自立に向けた支援**に取り組みます。

3 インターネット社会への対応

インターネットは私達の生活をより豊かにしてくれます。一方で、ソーシャルネットワーキングサービス(注)などを通していじめや犯罪被害が発生しており、インターネットの正しい使い方を小学校低学年から継続して学んでいく必要があります。関係機関が連携して、**情報モラル教育の充実や家族でインターネットについて話合う機会の必要性など、適切な利用について働きかける取組を推進**します。
(注)ソーシャルネットワーキングサービス:登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス

4 総合的な支援をコーディネートする人材の養成

子ども・若者を支えていくために、相談や支援業務に従事している行政職員、NPO法人等民間団体職員が、教育・福祉・雇用などの**専門的な知識や技法を分野横断的に習得できる研修事業への参加を促進し、長期的かつ専門的に支援することができる人材の養成**に努めます。

■ 推進体制及び進行管理

○「青少年健全育成推進本部」を設置し、部局横断型の推進体制により、総合的かつ効果的な施策の展開を図る。

○進行管理については、施策の進捗状況等に関する評価や検証を行い、「宮城県青少年問題協議会」の意見を聴取した上で、毎年度進捗状況等を公表する。